

お知らせ

所沢市競争入札参加資格業者の交通安全対策について

所沢市において交通死亡事故が多発している状況も踏まえ、交通死亡事故の要因である飲酒運転の撲滅を図るため、所沢市競争入札参加資格業者の交通安全対策の一環として、「所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱」を改正し、以下のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

(1) 改正内容

平成30年10月1日より、所沢市に登録している入札参加資格業者の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）又は支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者が、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）」の規定による罰金刑を宣告された場合は、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認め、「入札参加停止」とします。

入札参加停止の期間としては、当該認定をした日から1月以上9月以内とします。

(2) 改正要綱

「所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱」に下線部分の条文を追加します。

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
不正又は不誠実行為	(8) 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法若しくは自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

(3) 適用時期

平成30年10月1日以降に発生する事案から適用します。

問い合わせ先：所沢市総務部契約課
電話番号：04-2998-9058